

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月22日

【会社名】 日本精密株式会社

【英訳名】 Nihon Seimitsu Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井 藤 秀 雄

【本店の所在の場所】 埼玉県川口市本町四丁目 1 番 8 号

【電話番号】 048 - 225 - 5311(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務・経理部長 阪 井 明 男

【最寄りの連絡場所】 埼玉県川口市本町四丁目 1 番 8 号

【電話番号】 048 - 225 - 5311(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務・経理部長 阪 井 明 男

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 100,064,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	944,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年11月22日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 平成30年8月24日開催の取締役会決議により、平成30年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	944,000株	100,064,000	50,032,000
一般募集			
計(総発行株式)	944,000株	100,064,000	50,032,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は50,032,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
106	53	100株	平成30年12月10日(月)		平成30年12月11日(火)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、申込期間に後記払込取扱場所へ申し込みをし、発行価額の総額を下記払込取扱場所へ払い込むものとします。
4. 上記株式を割り当てた者から申し込みがない場合は、本普通株式に係る割当は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
日本精密株式会社 財務・経理部	埼玉県川口市本町四丁目1番8号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 赤羽駅前支店	東京都北区赤羽1 - 9 - 6

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
100,064,000	1,200,000	98,864,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用500,000円、弁護士費用500,000円及びその他諸経費200,000円などです。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額98,864,000円の使用につきまは、次のとおり予定しております。

また、調達資金を具体的な使途に充当するまでは、銀行口座にて管理することといたします。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
運転資金(子会社ニッセイベトナム) 従業員の人材確保と育成を意図した人件費	50	平成31年1月～平成31年2月
運転資金(子会社ニッセイカンボジアメタル) 本格稼働に伴い先行して必要となる増産体制確保のため調達すべき原材料及び仕掛品が増加することによる製造費	11	平成31年1月～平成31年2月
借入金返済 カシオ計算機株式会社	37	平成30年12月

(資金調達の目的)

当社グループは、創業以来、時計関連の部品製造を中心にメガネフレーム等の製造と精密部品加工業として業務拡大してまいりました。平成25年度よりASEANプロジェクトとして進めてまいりましたASEANエリアに有する生産拠点の強化では、核となる子会社ニッセイベトナム(以下、「ベトナム工場」という。)においては、表面処理専用の新工場(平成27年9月着工、平成28年6月完成)を建設するなど、半自動化・オートメーション化、金型製作能力の強化、高度技術の強化を進めてまいりました。一方、子会社ニッセイカンボジア(以下、「カンボジア工場」という。)の敷地内におきましても、時計関連の新規製品の受注拡大に向けた子会社ニッセイカンボジアメタル(以下、「カンボジアメタル工場」という。)の新工場(平成28年9月着工)が平成29年9月に完成し、平成29年11月より稼働を開始いたしました。

今期、当社グループは、「収益の拡大」「生産性の向上と原価低減」「サプライチェーンの強化」をテーマに、主力製品である時計関連につきまは、時計バンドにおいて機能を絞った中価格帯高級モデルに注力しIP(イオンプレートイング)やDLC(ダイヤモンドライクカーボン)等の表面処理加工技術を活用したデザイン力の強化による高級テイストモデルの受注拡大などによる既存の取引先のシェア拡大及び新規取引先の開拓、メガネフレームにつきまは、高級モデルに注力したアイテム数の増加による積極的な営業の展開と海外営業の強化、その他事業につきまは、第3の柱としての応用品の主要事業化に取り組んでおります。

そのような取り組みのもと、時計関連では取引先の在庫調整が継続して見られるものの、一部時計メーカーにおいて積極的な新製品への取り組みの動きもあり、受注は増加傾向にあります。また、新規分野への受注促進に注力する、その他事業においては、新規受注製品として音響機器部品の納品を開始するなど新規顧客との取引が拡大しております。一方、メガネフレーム関連では、大型チェーン店からの受注は増加するなど国内眼鏡市場に回復の兆しがみられるものの、中小チェーン店などからの受注が減少しており厳しい環境が続いております。

このような事業環境下において、平成31年3月期第2四半期の業績は、連結売上高は3,692百万円、損益につきましては、売上総利益はベトナム工場における生産高の減少及びカンボジアメタル工場における在庫評価損の計上、また中国における外注費の増加などにより673百万円となりました。営業損失は、売上総利益の減少により81百万円となりました。経常損失は、在外子会社の外貨建債券の為替評価益96百万円の計上などにより7百万円となりました。親会社株主に帰属する四半期純損失は、個別の黒字決算による法人税等の計上などにより38百万円となりました。

一方、中国における金属部品加工工場を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、廃業や閉鎖する工場が増加傾向にあり、この流れは益々加速してきております。このことは時計メーカーのみならず、金属加工部品を必要とする各メーカーにとっては部品調達先の減少を意味しており、当社にとっては今後のビジネス機会増大の可能性を高めることとなります。今期以降は時計メーカー各社の在庫調整一巡も見込まれ、これまで当社が取り組んできたASEANプロジェクトの更なる深化、進行と合わせて生産数量の拡大等が想定され、機動的な資金の確保が必要であると考えます。

しかしながら、ASEANプロジェクト推進におけるカンボジア工場の新工場の建設費及びベトナム工場の表面処理専用の新工場の拡張工事費が円安の影響により当初計画より増加したことなどから、既に金融機関より追加借入を実施している状況にあります。また、当社グループの主要客先であるカシオ計算機株式会社より、当社グループのカンボジア工場を通じて一貫生産(金型設計・製造、製品設計・製造・プレス・研磨・表面処理)を通じた高品質製品を安全に供給されることから、当社のカンボジア工場設立推進の事業戦略を肯定的に評価して資金面での協力が得られ、平成25年にカンボジア工場の新工場建設のためカシオ計算機株式会社から5億円の借入を実施しております。そのため、平成31年3月期第2四半期末の連結貸借対照表においては借入金が33億62百万円となり、前期末と比較し24百万円増(0.7%増)となっております。また、平成31年3月期第2四半期末の自己資本比率は34.3%と、前期末比で1.7ポイント悪化しており、平成25年3月期末の45.3%、平成27年3月期末の41.0%と比較して未だ低い水準に留まっております。

このような状況下において、当社は上期の業績悪化の影響から、運転資金及び金融機関等からの借入金の返済期限が到来する借入金の返済を行うために平成30年12月～平成31年3月に計画外の資金が2億円程度必要になる予想であります。金融機関からの借入は自己資本比率の悪化を考慮し当該必要資金の50%程度に留め、残りは新たな資金調達が必要な状況にあります。

そこで、当社は、運転資金及び金融機関等からの借入金返済を行うため、資金調達として、直ちに資金化できる第三者割当による新株式の発行を選択いたしました。また、当該第三者割当による新株式の発行を実施することにより、当社の財務体質の改善・強化が図られ、事業拡大に向けた戦略的な取り組みが可能となり、当社の使命である企業価値及び株式価値の向上が図れると判断しております。

(当該資金調達の方法を選択した理由)

今回の資金調達に際し、当社は、株主の皆様様の利益に配慮しつつ、かつ上記の目的の達成を目指し、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による新株式の発行を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、株主割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。

間接金融(銀行借入)による資金調達に関しましては、取引金融機関とは良好な関係を維持しておりますが、しかしながら、上記の通り、平成31年3月期第2四半期末の自己資本比率は34.3%と、前期末比で1.7ポイント悪化しており、平成25年3月期末の45.3%、平成27年3月期末の41.0%と比較して未だ低い水準に留まっております。また、多額の借入を新たに行うことは、借入コストの増加につながり利益の低下をもたらすこととなります。そのため、全額を間接金融により調達することは、財務基盤の不安定化を招き、ひいては既存株主様の利益を失するものと判断いたしました。併せて、今後の生産数量の拡大等を考慮すると、そのための運転資金の与信枠を確保しておく必要もあることから、間接金融による調達は全額ではなく一部とするべきと判断いたしました。

そこで、既存株主様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、必要資金について直接金融による資金調達を検討いたしました。

公募増資、株主割当増資については、調達に要する時間及びコストも第三者割当による株式の発行より割高であること、また、同時に将来の1株当たりの期待利益の希薄化も一度に引き起こすため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、当社の利益剰余金について過年度の累損が解消されていない点及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高いことが想定されることから、長期に安定的に保有していただける相手先に対する第三者割当増資による新株式の発行による資金調達が最も適していると判断いたしました。

当社といたしましては、事業の成長を図り、中長期的な企業価値を向上させることが、既存株主様の株主価値の向上に繋がるものと考えております。今回、割当予定先である主要株主であり筆頭株主である株式会社ジエンコにご支援いただくことで資金調達を行い、今後の事業戦略をさらに加速することは、平成31年3月期利益計画の達成と将来の企業価値向上に繋がるものと考えます。

以上の理由により、第三者割当による新株式の発行(以下、「本第三者割当増資」という。)による資金調達を決定いたしました。

(調達する手取金の使途)

本第三者割当増資による資金の使途につきましては、この度の募集株式の発行に係る諸費用概算額1,200,000円を控除した差引手取概算金額98,864,000円のうち、ベトナム工場及びカンボジアメタル工場の運転資金に61,364,000円、金融機関等からの借入金の返済に37,500,000円を充当する予定であります。

運転資金(ベトナム工場)

中国における金属部品加工工場を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、廃業や閉鎖する工場が増加傾向にある中で、中国での生産体制が取れなくなるリスクを回避するため、時計関連の当社取引先より引き合いがあり今期第4四半期以降に生産数量の拡大等が想定されます。一方、ベトナムへの進出企業が多くなり、各企業は従業員を確保するため賃金格差による採用が行われる傾向にあり人件費が上昇するなか、当社はベトナムに進出し20数年になりベテランの技術者が育成されていることから従業員の流出に危惧しております。そこで、ベトナムでは法定で定められており支給が必須の賞与については特に従業員の注目度が高く、従業員の流出を回避し、また新規に従業員を確保するためには、周辺他工場を意識した処遇改善として旧正月に伴う従業員の賞与支給額の増額及び工場人員の増強を図る必要性があり、人材確保と育成を意図した人件費に50,000,000円を充当する予定であります。

運転資金(カンボジアメタル工場)

当社は、平成28年4月に中国では長期的に安定供給先を確保することが無理であると判断した国内時計製造会社と、腕時計バンドの安定的供給と継続的供給を保証する合意書を締結し、カンボジア工場の敷地内にカンボジアメタル工場の新工場を建設いたしました。新工場の操業は平成29年春を予定しておりましたが、新工場の建設が遅れ平成29年11月より稼働となりました。稼働により生産は開始されておりますが、安定的な完成品の納品開始が当初の想定よりも遅れており、原材料仕入から納品、売上に至るまでの期間が計画よりも長くなっていることから、仕掛品による在庫が増加していること、本格稼働に伴い先行して必要となる増産体制確保のため調達すべき原材料及び仕掛品が増加することによる製造費に11,364,000円を充当する予定であります。

借入金返済

平成30年12月31日に返済予定である金融機関等からの借入金37,500,000円の返済に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社ジエンコ
	本店の所在地	大韓民国ソウル特別市松坡区東南路4道41(文井洞)
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 キム・ソクス 代表取締役 チャン・ジヒョク
	資本金	49,004百万ウォン
	事業の内容	アパレル製造販売、輸出入業、不動産売買及び分譲業、インターネット及び情報通信関連業
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社キュロコム 30.34%
b. 提出者と割当予定先との関係	資本関係	平成30年9月30日時点で当社普通株式4,119,000株(発行済株式(自己株式を除く)総数に対する所有株式数の割合22.19%)を保有する主要株主であり筆頭株主であります。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当社のその他の関係会社であります。

(注) 資本金、主たる出資者及びその出資比率の欄は、平成29年12月31日現在におけるものであります。

c 割当予定先の選定理由

主要株主であり筆頭株主である株式会社ジエンコは、平成19年12月及び平成20年1月に、転換社債の行使により当社株式を取得して以来、10年以上に渡って当社株式を保有し続けていること、平成26年11月に第三者割当増資により当社株式を取得している安定的株主であり、当社のASEAN(ベトナム、カンボジア)への進出の重要性など当社の経営方針や財務状況等について基本的な理解があります。上記の「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の趣旨を説明し、出資の検討をお願いいたしましたところ、資金を調達し運転資金に充当することで取引先からの生産数量増加の引き合いに応えること、ならびに財務体質の改善・強化により運転資金の与信枠を確保しておくことにより、この大きなビジネス機会を逸することなく、事業拡大に向けた戦略的な取り組みが可能となること及び資金調達に関する方針をご理解いただき出資の申し出をいただきました。当社といたしましては、当社企業状況をご理解いただき、当社の将来性を見込んで出資をしていただける、株式会社ジエンコを割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

割当予定先	割当株式数(当社普通株式)
株式会社ジエンコ	944,000株
合計	944,000株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が、当社株式について長期的に継続して保有する意向であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である株式会社ジエンコから提出された概要書(会社概要、最近3年間の経営成績及び財政状態)を日本のEDINETに相当する、韓国の金融監督院で運営している電子開示システム(DART)でその内容を確認いたしました。その概要書により総資産、純資産等を確認するとともに、本第三者割当増資の払込金額の総額の払込みに要する資金については、割当予定先の残高証明書により払込可能な財産を有していることを確認しております。

g 割当予定先の実態

株式会社ジエンコはKOSDAQ上場会社であります。なお、当社は、割当予定先について、法律意見書(現地弁護士ソン・ゼスン)を徴求し、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

新株式の発行価額につきましては、本第三者割当増資にかかる取締役会決議日(平成30年11月22日)の前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である117円からディスカウント率9.4%である106円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とした理由につきましては、

- ・当社は、平成30年11月5日に平成31年3月期第2四半期決算短信を公表しておりますが、当社株価は決算発表以降、決算発表直前の株価である11月5日の終値138円を上回ることなく推移し約15.2%下落しております。この間、市場全体の動向を表す東証株価指数は約2.5%上昇しており、日経平均株価も上下を繰り返しながら約1.4%の下落にとどまっております。このことから、直前営業日の終値が現在の当社の企業価値を最も適正に反映していると考えられること。
- ・日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日 日本証券業協会)によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その発行価額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前営業日の価額を基準として決定することとされていること。

上記2点から本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とすることが、適当であると判断したためであります。

ディスカウント率につきましては、割当予定先との協議の上で決定いたしました。当社は、「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載いたしましたとおり、現在の中国部品メーカーの状況から、大手時計メーカーが新たな部品調達先を中国国内で見つけることは困難な状況にあり、当社としては新規受注等の大きなビジネス機会を得ていると考えております。今期、本第三者割当増資の実施により資金を調達し運転資金に充当することで取引先からの生産数量増加の引き合いに応えること、ならびに財務体質の改善・強化により運転資金の与信枠を確保しておくことは、この大きなビジネス機会を逸することなく、事業拡大に向けた戦略的な取り組みにより、今後の当社の収益拡大及び企業価値の向上には必要不可欠であり、既存株主の皆様への利益拡大に繋がるものと判断しております。一方、割当予定先である主要株主であり筆頭株主である株式会社ジエンコは、10年以上に渡って当社株式を保有し続けている安定的株主で、当社のASEAN(ベトナム、カンボジア)への進出の重要性など当社の経営方針や財務状況等について基本的な理解があります。本第三者割当増資で引受けを行う新株式については中長期的に保有する方針であり、今後も当社株式を安定的に保有いただけるものと期待しております。しかしながら、米中経済対立の長期化や英国のEU離脱問題など世界情勢の先行きには不透明感もあり、その保有期間中に、当社を取り巻く事業環境の変化や株式市場全体の下落等に伴う当社株式の株価下落リスクがあることから、割当予定先からはディスカウントの要望がありました。当社といたしましては、顧問弁護士からの法律助言も受けつつ、上記のように本第三者割当増資の実施の必要性と割当予定先の保有期間中の株価下落リスクも考慮し、割当予定先と協議した上で総合的に判断してディスカウント率を決定したものであります。特に有利な価額ではないと判断しております。

株式会社東京証券取引所における当社普通株式の発行決議日の直前営業日から遡る直近1ヶ月、3ヶ月並びに6ヶ月における終値の単純平均は、それぞれ128.8円(1ヶ月平均)、132.5円(3ヶ月平均)、135.1円(6ヶ月平均)となっており、今回の発行価額は、1ヶ月平均に対しては17.7%のディスカウント、3ヶ月平均に対しては20.0%のディスカウント、6ヶ月平均に対しては21.5%のディスカウントとなります。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」においては、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その発行価額は、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場

合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であることと規定されていること、直近日の株価が当社の企業価値を反映していないといえる特段の事情は認められないことから、新株式の発行価額106円につきましては、同指針に準拠したものであるとともに、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な発行には該当しないものと判断しております。

また、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)も、当該発行価額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としつつ、割当予定先が中長期的に当社株式を保有するリスクを踏まえた上での合理的な判断に基づいて決定されており、また、直近日の株価が当社の企業価値を反映していないといえる特段の事情は認められず、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、割当予定先に特に有利でなく適法である、との意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による新株式の発行により発行される株式数944,000株は、平成30年11月22日現在の当社発行済株式総数18,768,999株に対し5.0%(平成30年9月30日現在の当社総議決権数18,551個に対しては5.1%)の割合で希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、本第三者割当増資により得られる調達資金により財務体質の改善・強化を図り事業拡大に向けた戦略的な取り組みが可能となります。そのことにより、企業価値及び株式価値の向上を図ることで、既存株主にとっても合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社ジエンコ (常任代理人 長木裕 史)	大韓民国ソウル特別市松坡 区東南路4道41(文井洞) (東京都千代田区神田2丁目 17-6-1404)	4,119,000	22.20	5,063,000	25.97
キュキャピタルパート ナース株式会社 (常任代理人 リーディ ング証券株式会社)	大韓民国ソウル特別市江南 区テヘラン路306,11階(驛三 洞、カイトタワー) (東京都中央区新川1丁目8 -8 アクロス新川ビル5階)	1,119,000	6.03	1,119,000	5.74
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6 番1号	565,000	3.05	565,000	2.90
宮里 英助	東京都国立市	470,000	2.53	470,000	2.41
井藤 秀雄	埼玉県吉川市	300,000	1.62	300,000	1.54
角谷 昌彦	東京都墨田区	256,000	1.38	256,000	1.31
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目 4	255,000	1.37	255,000	1.31
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号	216,000	1.16	216,000	1.11
日本精密社員持株会	埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル8階	204,000	1.10	204,000	1.05
佐々木 憲孝	埼玉県越谷市	190,000	1.02	190,000	0.97
計		7,694,000	41.47	8,638,000	44.31

(注) 1. 平成30年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。当社は同日現在、自己株式209,791株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当増資による異動を反映しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第三位以下を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第40期、提出日平成30年6月22日)及び四半期報告書(第41期第2四半期、提出日平成30年11月14日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、それぞれの提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年11月22日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年11月22日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第40期)提出日(平成30年6月22日)以降、本有価証券届出書提出日(平成30年11月22日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成30年6月25日提出)

1．提出理由

当社は、平成30年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役1名選任の件

李 鎮鎔氏を取締役に選任する。なお、李 鎮鎔氏は社外取締役である。

第2号議案 監査役1名選任の件

守屋 豊氏を監査役に選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役1名選任の件 李 鎮鎔	9,105	156	0	(注)	可決 98.23
第2号議案 監査役1名選任の件 守屋 豊	9,196	65	0	(注)	可決 99.21

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第40期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第41期第2四半期)	自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日	平成30年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月19日

日本精密株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 幸雄
指定社員 業務執行社員	公認会計士	本郷 大輔

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本精密株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精密株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本精密株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本精密株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月19日

日本精密株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 幸雄
指定社員 業務執行社員	公認会計士	本郷 大輔

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本精密株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精密株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月8日

日本精密株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤井幸雄 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 本郷大輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本精密株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本精密株式会社及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。